千葉県立保健医療大学衛生委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、千葉県立保健医療大学学則第１６条第２項の規定及び千葉県職員安全衛生管理規程に基づき、衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる委員７名以内をもって組織する。

⑴　総括安全衛生管理者（学長）

⑵　衛生管理者

⑶　産業医

⑷　教職員で衛生に関し経験を有するもののうちから、総括安全衛生管理者（学長）が指名する者

⑸　労働安全衛生法（以下「法」という。）第１８条第４項において準用する法第１７条第４項の規定による推薦に基づいて、総括安全衛生管理者（学長）が指名する者

⑹　その他総括安全衛生管理者（学長）が必要と認める者

（任期）

第３条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

（所掌事項）

第４条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　職員の危険及び健康障害を防止するための基本対策に関する事項

⑵　職員の健康の保持増進を図るための基本対策に関する事項

⑶　公務災害の原因及び再発防止策で衛生に関する事項

⑷　その他職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、総括安全衛生管理者（学長）をもって充てる。

３　委員長は、会務を総理する。

４　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

（委員会の招集及び議長）

第６条　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（議事）

第７条　委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ開くことができない。

２　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。ただし、委員会が特に必要と認めた事項については、出席者の３分の２以上の同意を必要とする。

（委員以外の者の出席）

第８条　委員長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

（補則）

第１０条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。